

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

中分子 IT 創薬等ライフサイエンス分野への事業進出促進・連携強化に向けたフィージビリティ調査業務の委託

## 2 目的

地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（以下「地域イノベ」と言う）推進の一環として、IT・ものづくり企業等を対象に中分子 IT 創薬などライフサイエンス分野への事業進出促進や連携強化を目指している。また、これまでも『中分子創薬に関わる次世代産業研究会』（IMD<sup>2</sup>）を核とした有益なネットワーク形成支援やシーズニーズのマッチングを進めてきた。

令和 2 年度は「地域イノベ」の活動を市内・市域企業への波及・発展を具体的に進めるため、当概事業プロデュース活動において創設するベンチャー企業を念頭に、スタートアップ企業が川崎のクラスター内に事業所を所有するメリットをもたらす施策を試行する。その有効性、課題などを明らかにするため昨年度の調査結果と提案された施策を踏まえて、当バイオクラスターの提供するサービスおよび次世代事業・産業創出に繋がる施策のフィージビリティ調査を行った。

本年度は昨年度調査を行った結果から有用性が最も期待される CEO クラブに焦点を絞ってより効果的な実施内容について調査する。また、「地域イノベ」最終年度の取組として次世代プロジェクトの創出に向けたプラットフォームとしてワーキンググループを設置し、その有効性と効果的な実施方法について調査を行い、持続的なエコシステム形成の基盤強化と新たな革新的事業の創出を推進していく。

## 3 履行期間：契約締結日から令和 4 年 1 月 31 日（月）まで

## 4 履行場所：フィージビリティ調査は川崎市域（川崎市を中心に横浜市、品川区、大田区等の近隣地域を加える）とするが、本事業との関連ある企業、団体は川崎市域に限定するものではない。

## 5 委託内容（仕様）

平成 29 年度より川崎市産業振興財団（以下「財団」と言う）は東京工業大学と川崎市と協同で推進している地域イノベ「IT 創薬技術と化学合成技術の融合による革新的な中分子創薬フローの事業化」の中のプロジェクトの一つ基盤構築プロジェクトに取り組んできた。令和 2 年度はクラスター内の企業が望むサービスとして、バイオクラスターにおける、試薬共同購入システム・CEO クラブ・ブーストセミナーの効果を評価する為、ポータルサイトを設置し、フィージビリティ調査を実施した。今回、受託者は、これまでの調査結果を鑑み、地域イノベの基盤構築事業な

らびに事業プロデュース活動の推進により有効で効果的な CEO クラブの企画・運営と、次世代プロジェクト創出に向けたワーキンググループの運営・支援をポータルサイトを設置して行う。実施に当たっては地域企業の協力を得て施策の有用性を調査することを目的とする。

(1) フィージビリティ調査の事前打合せ

受託者は地域イノベの内容、特に基盤構築事業ならびに事業プロデュース活動に加えて、令和2年度委託調査結果をよく把握し、財団、川崎市、東京工業大学と事前打ち合わせを行う。打合せにおいては昨年度の受託者が実施した結果を踏まえ、①CEO クラブについてクラスター内の企業・機関がフィージビリティ調査を通じてサービスを受けた場合の効果及び、②ワーキンググループについてフィージビリティ調査を通じてサービスを受けた場合の事業創出に繋がる効果を中心にそれぞれ評価・検討する。

(2) 各種リストの作成ならびにフィージビリティ調査の実施と調査報告書の作成

(ア) CEO クラブの実施

① フィージビリティ調査の施策実施計画書作成と施策実施

受託者はフィージビリティ調査を実行するために、施策実施計画書を作成し、財団及び川崎市の了解のもと実施計画書に基づいて、フィージビリティ調査を実施する。

② 各種様式等の作成

受託者は効果を客観的に評価するための「施策実施計画書」、「フィージビリティ調査様式」、「企業リスト」等を作成し、CEO クラブを3回程度実施し、都度報告書を提出する。なお「施策実施計画書」、「フィージビリティ調査様式」、「企業リスト」については、事前に財団との間で合意するものとする。

③ 実施事項

CEO クラブの企画・広報・運営に係る一切の業務を行う。企画・広報・運営に当たっては財団と協議の上内容を決定する。実施においては現地開催、現地且つWEB（ハイブリッド）開催、WEB 開催何れにも対応すると共に運営人員を1名配置し、円滑な運営を行う。ポータルサイトを設置して参加登録等の管理・連絡及び広報を実施すると共に受託者の保有するネットワークを活用して参加者を募る。会場費・講師謝金等その他全ての開催費用は委託金額に含むものとする。講師謝金はCEO クラブの実施回数3回分を上限とし、支払い人数に応じて単価調整も可能とする。

④ 財団が提供するオンライン交流ツールを活用して会員同士の交流を行う。

⑤ 財団及び川崎市はフィージビリティ調査に適宜参加・協力する。

⑥ フィージビリティ調査実施後は、「フィージビリティ調査様式」に従い施策の客観的評価を行い、「フィージビリティ調査記録」を都度作成し、提出する。

## (イ) ワーキンググループの実施

### ① フィージビリティ調査の施策実施計画書作成と施策実施

受託者はフィージビリティ調査を実行するために、施策実施計画書を作成し、財団及び川崎市の了解のもと実施計画書に基づいて、フィージビリティ調査を実施する。

### ② 各種様式等の作成

受託者は効果を客観的に評価するための「施策実施計画書」、「フィージビリティ調査様式」等を作成し、ワーキンググループを8回程度実施し、都度報告書を提出する。なお「施策実施計画書」、「フィージビリティ調査様式」については、事前に財団との間で合意するものとする

### ③ 実施事項

ワーキンググループの運営に係る一切の業務を行う。8回程度の実施においては現地開催、現地且つWEB（ハイブリッド）開催、WEB開催何れにも対応する。

各ワーキンググループに有用な補助金等の情報収集・提供や事業化へ向けた課題解決支援、議事録の作成、その他受託者の有するネットワーク等を活用したサポート等を行うメンター1名、運営人員1名を各回ごとに配置する。会場費・講師謝金等其他全ての開催費用は委託金額に含むものとする。講師謝金はワーキンググループ8回分を上限とし、支払い人数等に応じて単価調整も可能とする。

### ④ 財団及び川崎市はフィージビリティ調査に適宜参加・協力する

### ⑤ フィージビリティ調査実施後は、「フィージビリティ調査様式」に従い施策の客観的評価を行い、「フィージビリティ調査記録」を都度作成し、提出する。

## (ウ) 業務責任者の配置

事業全体を統括する責任者を配置し、財団と適宜連絡を取り全体のマネジメントを行うと共に、CEOクラブ、ワーキンググループ全てのイベントへ参加し円滑な業務推進を行う。

## (エ) 「施策実施報告書」作成：

フィージビリティ調査を通して得られた情報や受託者の実績・経験などから、『中分子創薬に関わる次世代産業研究会』（IMD<sup>2</sup>）を核とした基盤構築事業を鑑み、ネットワーク構築や、将来にわたる本領域におけるエコシステム形成、市内・市域企業への波及・発展に繋がる有効性評価について「施策実施報告書」にまとめる。また事業プロデュース活動の一環として、中分子・IT創薬関連の事業化における課題や有効なネットワーク構築なども検討を行い、報告書に盛り込む。併せて、スタートアップが求める施策についても今後の必要性等に関する評価結果を含める。

## 6 施策実施におけるエフォートの管理

受託者は、事前に施策実施調査にかかるエフォートを地域イノベの基盤構築事業（創薬に関わる次世代産業創出・育成）と事業プロデュース活動（中分子医薬のIT創薬事業関連）の推進に分けて管理する。なお、エフォートの管理方法については事前に財団と協議の上で実施する。

## 7 報告書等の納品と進捗報告会、サマリー報告会の実施

納品：受託者は、契約書に定める履行期限を厳守し、以下のものを書面と電子データ（ワード、エクセル形式）の両形式にて納品する。また、提出資料の中に記録写真等が含まれている場合は、こちらの電子データも併せて提出する。

### (1) フィージビリティ調査様式

### (2) 実施計画書・企業リスト

施策実施計画、実施期間、実施場所、参加予定の企業リスト等を計画書にまとめ、記載する。

### (3) フィージビリティ調査記録

各施策の調査実施日、参加リスト、実施記録を作成し、提出する。

### (4) 実施報告書

(3)の有効性評価を行い、報告書にまとめる。

### (5) 進捗報告、サマリー報告会の実施

進捗ならびに調査結果について財団並びに地域イノベ関係者に向けて進捗報告ならびにサマリー報告会を実施する。なお、進捗に関しては月1回程度とし、スケジュールについてはサマリー報告会と併せて別途相談する。

## 8 検査

本仕様書に基づき、検査員が検査を行う。

## 9 その他

(1) 本委託に係る費用の一切は、契約金額に含むものとする。

(2) 本委託の実施においては、財団と連絡を密にするとともに、その指導に従うこと。

(3) 契約後、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、担当者と協議の上指示に従うこと。

(4) 本委託を実施するため財団から提供された情報について、本委託以外の目的に使用しないこと。

(5) 本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に財団と協議を行い承認を得るものとする。

(6) 本委託により知り得た情報について、財団に許可なく外部に漏らしてはならない。

(7) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合は、受託者は自己責任においてこれを修復するものとする。

(8) 本委託の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業

- が生じたときは、財団と受託者が協議を行うものとする。
- (9) この仕様書の内容は受託者と協議の上、変更することができるものとする。